

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

部局名 あきた未来創造部

項 目 名	空き家対策の総合的な推進について
提 案 要 旨	<p>空き家の抑制や利活用を一層促進するため、市町村や関係団体との連携により、空き家相談にワンストップで対応できる「秋田県空き家総合サポートセンター（仮称）」を令和6年1月までに開設する。</p> <p>市町村には、開設準備や運営への協力をお願いする。</p>
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の一戸建ての空き家は、20年間で2.13倍、腐朽等のある空き家は2.6倍に増加し、一戸建ての空き家率は東日本で最も高くなっているほか、一人暮らしの高齢者が多いことから、今後も増加が見込まれる。 ○ 空き家の相談内容は、所有者や相続人が売却、解体、相続（金銭負担）など複合的な課題を抱えているケースが多く、それぞれについて専門的な知識が必要で、行政や民間事業者など相談すべき相手方も多いことが、空き家の抑制や利活用が進まない要因の一つと考えられる。 ○ 空き家の相談については、市町村が主体的に対応しているが、相談内容が複雑化・難解化し、幅広い知識や専門性が必要なところ、慢性的な人材不足や職員の異動により専門人材が育ちにくい環境にある等の課題があり、きめ細かな対応が難しい状況にある。 ○ これらのことから、県が中心となり、関係者との緊密な連携を図り適切に役割分担をしながら、専門知識を持った職員が対応するワンストップ相談窓口を令和6年1月までに開設し、相談対応や空き家情報の充実のほか、売却価格、登記費用、解体費用等の見積もりや業者のあっせんなどを行うことにより、空き家の利活用や処分が進むことが期待される。 ○ また、空き家の抑制や利活用の促進を図ることにより、「危険な空き家を発生させない」ため、県、市町村、関係団体が一丸となって取り組むことが必要である。

補足資料

空き家対策の総合的な推進に当たって

空き家対策については、県が市町村や関係団体と緊密に連携して取り組む必要があることから、関係者で構成する「空き家対策協議会」において「秋田県空き家総合サポートセンター（仮称）」の設置に向けた検討、協議、調整等を行っていくものとする。

同センターの概要、今後の県・市町村の役割分担や事業実施スケジュールについては、次のとおりを想定している。

○秋田県空き家総合サポートセンター（仮称）の概要

設置場所：秋田市（一般財団法人秋田県建築住宅センターに委託予定）

利用対象：県内に所在する空き家の所有者や相続人等

人員体制：専門の知識を有する相談員を配置

業務内容：空き家の悩み、売却や賃貸、管理、除却等の相談支援

売却等に関する概算費用の提示や業者の紹介 等

○県・市町村の役割分担

	R 4・R 5年度 (サポートセンター準備)					R 6年度～ (サポートセンター開設後)					
	相談会 試行	マニ ュ ア ル 作 成	職員 養成	空き家 バンク 検討	費用 負担	所有者 からの 相談	第三者 からの 苦情	空き家 バンク 運用	解体等 補助金	代執行	費用 負担
県・ 委託先	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○
市町村	○	○	—	○	—	△	○	○ 連携	○	○	○
関係団体	○	○	—	△	—	△	△	—	—	—	△

○事業実施スケジュール

	R 4年度												R 5年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
空き家対策協議会の開催				● 設置			●				●				●				●					
空き家相談会の試行					●		●		●		●				●				●					
相談対応マニュアルの作成																								
空き家バンクの充実・強化																								
空き家改修デザインコンペ の開催とWeb掲載									●											●				

運用開始